

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 令和四年六月に受ける期末手当等に関する特例措置

令和四年六月に受ける期末手当等について特例を設けること。 (附則第二十項及び第二十一項関係)

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(改正法附則関係)